

平成25年度第5回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成26年2月5日（水） 10時30分～11時55分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて
 - (2) 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果
(総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分) について
 - (3) 平成25年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1-1 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて
- 資料1-2 登録政治資金監査人の登録及び研修等（未定稿）
- 資料1-3 政治資金監査に関する具体的な指針（未定稿）
- 資料2 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）
- 資料3 平成25年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(未定稿)
- 資料B 政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について

資料C 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）

資料D 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～

資料E 平成25年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成25年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成25年度第3回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成25年度第4回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて」及びその他の議題といたしまして、「政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 議題1-1にございますような内容を対象の項目として、取りまとめの第2期を構成してはどうかということございまして、おめくりいただきまして、そのうち一部については、1章の部分を資料1-2、それから2章の部分を資料1-3としてお示ししておりますが、取りまとめの全体につきましては、委員限り資料Aによりまして御説明をさせていただきます。

第4回委員会で、たたき台としてお示したもので御議論いただきましたので、いただいた御意見などをもとに修正、加筆した部分を中心に御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、「はじめに」を追加しております。取りまとめ第1期の構成に

做いまして、委員会設立の経緯、第1期、第2期の活動を要約し、取りまとめ第2期の趣旨を記した文章を「はじめに」ということで冒頭に置いてございます。

それから、本文の方に参りまして、1ページから登録及び研修の状況について、データの記述をしておりますが、3ページ「今後の方向性」のところでございますが、登録時研修を実施することによる偏在是正の記述を追加しております。これは12月に沖縄県で登録時研修を実施しましたところ、それまで登録政治資金監査人がトータルで17名だったところ、周知に沖縄税理士会の御協力をいただきました結果、今回の研修で15名の増加を見て、およそ倍増という32名まで増やすことができたという好事例がございましたので、それを念頭に追加をしたものでございます。

4ページには、本日の議題2で御説明をします都道府県選挙管理委員会などへの調査結果を用いた具体的な表現に修正している部分がございます。記述の趣旨は変わってございません。

少し飛びまして10ページ、同じく本日の議題3のフォローアップ説明会参加者アンケートを用いた具体的な表現に修正している部分がございます。

それから、11ページでございますが、一番下の段落になりますが、第4回委員会での御指摘を受けまして、いわゆる質の向上の仕組みとして、従来からの都道府県選挙管理委員会から会計責任者を通じて登録政治資金監査人に情報を伝える仕組みというのは、質の向上として新たに導入する仕組みとは別で、変わりがないことを記述として明記しております。

それから、13ページからが、4、重要事項の部分になりますが、取りまとめ第1期と同じく、委員会が重要事項を検討してきた経緯、あるいは趣旨について説明する記述を頭のところに置いております。

飛び飛びになりまして恐縮ですが、19ページ、ここは会計帳簿への支出先住所の記載義務につきまして、領収書等からの転記事務の負担を軽減するという観点で、総務省ソフトなどの普及促進を図るところでございますが、総務省ソフトの利用状況の表があります下に、これに関連した記述を追加しております。

内容としましては、総務省の政治資金関係の申請届出オンラインシステムが、この会計帳簿・収支報告書作成ソフトと、もう一つ、オンライン提出システムで構成されております。このソフトが普及してきている一方、オンライン提出の利用率が低いということで、領収書等の写し、あるいは政治資金監査報告書のオンライン提出を可能にすること、また

電子的な署名として、税理士用の電子証明書も活用できるようにすることといったオンラインシステムの利用促進に向けた取り組みを関連の記述として追加をしております。

続きまして、21ページでございますが、金銭を伴わない収入、または支出について記載欄を分けるということに関しまして、第4回委員会での御指摘を受けまして、分けた場合のデメリットの記述を一部削除し、国会議員関係政治団体だけでなく、全ての政治団体に影響が及ぶということを理由づけとして追加をしております。

それから、23ページ、下から2行目ですが、第4回委員会での御指摘を受けまして、「企業会計方式を求める意見があることも踏まえ」を「企業会計方式を求める意見があることにも配慮して」というように修正をしております。

それから、27ページからが「業務制限の範囲」ということになっております。簡単な字句修正のほか、4点修正点がございます。

28ページを見ていただきますと、1点目は、この①から⑨まで検討した項目を列挙してある部分につきまして、見やすくするために「登録政治資金監査人、またはその配偶者」としていましたのを、「またはその配偶者」の部分を省略をして、「登録政治資金監査人」とのみ表記するように改めております。

それから、2点目は④でございますが、同一の国会議員に複数の国会議員関係政治団体が関係している場合に、ある国会議員関係政治団体の代表者が他の国会議員関係政治団体の政治資金監査を行う場合について御議論をいただいております。対象として、代表者のみに限るのではなく、「代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者」をまとめて議論するのが適当ではないかということで修正をしております。

それから、3点目でございますが、⑥でございます。登録政治資金監査人が国会議員である場合につきまして、第4回委員会での御指摘を受けて、記述の削除をいたしますと、結果として30ページに記述が出てまいりますが、理由づけを一つ削除しますと、結論を変えざるを得なくなるのではないかということで、結果として30ページにありますように、「基本的には業務制限の対象とする必要はない」と。ただし、「引き続き状況を注視していくこととする」というふうにするのが適当ではないかと考えて修正をしているところです。

それから、4点目は30ページの末尾になりますが、慎重な判断を促すことが適当と考えられる事例につきましては、委員会として現在のところ差し支えないとしているわけですから、その対象について判断を変更することになります。そこで第3回委員会での御議

論などもございまして、混乱を来さないよう周知に留意する必要があるという観点から記述を追加しております。具体的には、「実務上混乱を来すことのないように十分な周知を図る等」という記述を追加しております。

この点に関しまして、さらに詳しい検討を資料Aの別紙、「十分な周知について」ということでお示しをしておりますので、そちらをごらんください。

現在のところ、後ほど委員限り資料Bとして具体的に検討していただきますが、Q&Aによって慎重な判断を促す事例として、③、④、⑤の3つを想定しております。これらにつきまして、今年度末に取りまとめ第2期、あるいはQ&Aということで決定をすとした場合、委員会として、いつまで周知に努め、いつの政治資金監査から慎重な判断を促していくのかという問題でございまして、案1でございまして、案1は約9カ月、4月の直前、3月の終わりに取りまとめを決定していただきますと、次の政治資金監査、まさに26年の3月、あるいは4月あたりというのは政治資金監査をやっている途中でございまして、次の平成27年1月1日から始まる政治資金監査のところからは慎重にしてくださいねということにしてはどうかということで、この場合、約9カ月。案2ですと、さらに1年、現在は行っていいと、差し支えないとしているものを変更するという点を考慮しますと、さらに1年かけまして、約1年9カ月ということになるかと思えます。案2でございまして。

また、一番下に参考としまして、これまでのマニュアル改定や省令改正の事例を挙げてございまして、それらにおきましては、決定から適用まで約4カ月から8カ月程度の期間をとっていたということになっております。

引き続きまして、取りまとめで慎重な判断を促すこととしております、③、④、⑤の3つにつきまして、具体的なQ&Aの書きぶりにつきまして御検討いただきたいと思います。委員限り資料Bをお願いいたします。

Q&Aに出てくる順番に並べてございまして、最初が③となっております。確定申告のケースになります。この点は、左側の現行のQ&Aでは「差し支えありません」としているところですが、右側の改正案では、1段落目の末尾で「業務制限に該当しません」としつつ、2段落目の途中でございまして、「政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません」という委員会の判断を示してはどうかということでございまして。その際の説明としましては、公認会計士法にあります「継続的な報酬」という用語を使いまして、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はな

いものの、候補者と経済的な利害関係を有していることからというふうにまとめております。

また、ここで想定をしております具体例につきまして、資料B別紙1という線分図が出ている図をお願いいたします。

確定申告に際して、実際に取り交わされる契約内容とか、あるいは報酬の支払い時期などにはさまざまな実態があろうというふうに思われますが、慎重な判断を当委員会として促したいという事例としましては、一番上の収支報告書の対象期間と、それから3番目の確定申告の対象となる所得の期間とが重なっているというようなケースを想定して、ここに出てくる監査Aというものを、望ましくありませんという形でQ&Aとして作成をしているというところでございます。

それから、Q&Aの資料Bの方に戻っていただきまして、2ページになりますが、次のケースとしまして、資料Bの2ページ、上の方の出納責任者のケース、⑤で出てまいりましたが、この点、左側の現行のQ&Aでは、業務制限に該当しません。なお、氏名は明らかになりますというふうになっておるところですが、右側の改正案では、1段落目の末尾で、「業務制限に該当しません」としつつ、2段落目の途中でございまして、「政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません」という当委員会の判断を示すことにしております。説明としましては、選挙運動において当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられることから、というふうにまとめております。

ここで、このQ&Aで想定しております具体例につきまして、資料B別紙2という先ほど見ていただきましたような線分図でございまして、これも、また選挙の時期、あるいは出納責任者の活動の状況についても様々であろうというふうに思われますが、当委員会として慎重な判断を促したいものとしてしましては、一番上の収支報告書の対象期間と、3番目に出てまいります出納責任者が活動する期間、主に活動する期間とが重なっているというようなケースを想定して、このQ&Aを作成しているところでございます。

それから、すみません、資料が行ったり来たりして恐縮でございます。委員限り資料Bの方の2ページの下の方に、最後のケース、3つ目のケースが出てまいります。国会議員関係政治団体が複数ある場合の一方の代表者等が、もう一方の団体の政治資金監査を行うということで、この点は新しい問いということになりますので、右側だけでございます。

対象について、政治団体甲の代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者が乙団体の

政治資金監査を行う場合であるということを示した上で、1段落目の末尾で「業務制限に該当しません」としつつ、2段落目の途中で、「政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません」という当委員会の判断を示しております。説明としましては、代表者、または会計責任者等が乙団体と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられるということも挙げております。

また、このケースに関連しまして、3ページでございますが、従来のQ&Aに代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者に限られない後援会役員についての問いがございまして、こちらについては「差し支えありません」としているところです。これまでの議論におきましても、広く後援会役員について慎重な判断を促すということにはなっていないところですので、結論は変えず、ただ新しいQ&Aとの関係を、なお書きで追加して説明をしているというところでございます。

少し長くなりましたが、御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 今、御説明いただきました資料A別紙というところに、十分な周知を図るべき期間というのを御説明いただきました。案1、案2というのがあるのですが、ちょっと私が聞き漏らしているのかもしれないので、再度御質問させていただきたいのですが、この周知を努めた期間の後に、例えば案1ですと、平成27年度からQ&Aに従って行ってくださいということをごどこかで公表することでしょうか。もしくは案2ですと、平成28年の時期から、いわゆるやめてくれということを行っていることでよろしいのでしょうか。

【井筒参事官】 本文の書きぶりに合わせてお考えいただければと思っているのですが、本文の30ページのところに、「実務上混乱を来すことのないように十分な周知を図る」ということでございます。取りまとめの方は、今年度末に決定して出すこととなりますので、Q&Aはともかくとして、この幾つかの類型については慎重にしてほしいという考え方は示すと。

ただ、そうは言いましても既に現状行われている可能性があるというところから、頑張っただけで周知に努め、もともと慎重な判断を促すということで、違法、適法、○か×かという性格のものではありませんので、周知に努めている間、我々としては、当委員会としては

慎重にしてほしいけれど、周知が足りないかもしれないという物の言い方になるのかなと考えております。この案1ですと、27年1月から、案2ですと、28年1月以降は、さすがに当委員会としては慎重な判断を促す。さすがに周知もできているだろうというふうに考えるとといった説明になるので、ちょっとクリアなことにはならないかなとは思いますが、委員会としての判断は、第2期の取りまとめ、第2期の活動として決めていただきますので、早い段階で出ていくというのが自然ではないかと思っています。

【上田委員長】 日出委員。

【日出委員】 その場合だと、仮に案2にした場合、今回の発表としては、Q&Aの発表としては年度内に発表して、ただし書き的な形で28年4月1日から適用するような形の添え書きは出ると理解していいのですか。

【山崎事務局長】 それが一番わかりやすい方法の一つではないかなというふうに考えております。

【井筒参事官】 取りまとめの本文の方は、第2期の活動として今年度内に御決定いただかないといけないということで出ていく。Q&Aとか、その周知のやり方というのは、今局長からありましたように、素直なやり方としては一斉に決めておいて、ただ、それまでは周知の期間なのでという、周知の期間と言うのも変なのですが、判断としては既に示されていますのであれなのですが、ただ、なかなか整理のつかないこともあるのではないかとということぐらいは申し上げるのかなと。委員会として、すばっと、これは望ましくないのだとだけ言うのではなくて、周知に時間がかかることも考慮した物言いになるのかなというようなところですね。Q&Aの書きぶりもそうですし、Q&Aでどういうふうに出していくか自体を、これから御議論いただければ。ただ、本文としては3月までに決める必要があるのかなと思っています。

【上田委員長】 日出委員。

【日出委員】 特に、この③の国会議員の確定申告をしている税理士のケースの場合の問題ですが、方向性としては、こういう形で私もいいのかなと了解はしています。ただ、うちの士業団体の方からの登録者が3,000人以上いるということで、全国15の単位会というか、北海道から沖縄まで15のブロックに分かれているような状態なので、そういった方々にやはり周知をするというのは、正直言って9カ月というのは意外と長いようですけども、我々にとって非常に短い期間なので、これは案2の方は1年9カ月くらいあり、長いと思いますけども、このぐらいの時間がないと、今までは差し支えないと言っていた

ものを、ただし書きで、望ましくないとの周知をしなければいけないということになれば、団体としても、やはり中央から各15の地域に散らばって研修会等でこれを、その経緯等を含めて説明する義務があるだろうというふうに考えているので、時間的なものは、かなりいただきたいというのが、まず現状でございます。

それから、もう一つ、果たして今、税理士本人が、税理士が国会議員の確定申告をしたケースだけでいいのかというふうに、今度はまた、前回9月の議事録を眺めますと、では税理士法人が確定申告をやっている、その社員税理士というか代表者が監査人を行った場合にはどうなのだ。それから、奥さんというか配偶者の方の申告をやっている場合はどうなんだとか、いろいろなケースも考えられますので、そういったものも、ある程度、恐らく税理士の中から質問が出てくる可能性もあります。それは一個一個、またこういった中で議論していくのか、あるいは、そういったものも含めた形で対応していくのかというのは、まだ決まっておられませんけども、そういったものにも対応するためにも、ちょっと時間的なものが必要なのかなというふうに考えております。

【上田委員長】 ほかの委員の方、どうですか。

実際に、正式に登録政治資金監査人を抱えておられる士業団体は3つあって、その中で一番多い税理士の皆さんが代表の方といたしますか、役員をされている方の御発言など、非常に実務というか実情に即したような御発言だと思うのですが。

はい、牧之内委員。

【牧之内委員】 今、日出委員から、なかなか周知をしていくの、いろいろ困難な面もあるのだというお話がございました。私も実態はよくわかりませんが、ただ、今こういう報告を出して、そして適用というのか、法律ではないので適用というのが非常に仰々しく感じますが、そこらの表現も、もう一回考えてもらいたいと思いますが、それが1年9カ月、いわば施行適用まで1年9カ月というのは、そこを明文化するというのは、ちょっとどうか。今までのマニュアル改定でも、ここであるように数カ月でなっていますので、そこらを一つの目安に、どうしても書かなければいけないときには、そこらを一つの目安にして、ただ現実になかなかそういうのが徹底することが難しく、少し望ましくない状況というのも、まだ残るのだということであれば、そこは望ましくないからだめだとかという話ではありませんので、何かもうちょっとぼかしたというのですか、そういう取り扱いで私はいいいのではないかと思いますけども。1年9カ月後から適用しますというのは、いかにもという感じがしますけど。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 私が冒頭に御質問したのが、実はそういうところです。いわゆる法律ではなくて内部の通達のような形で、国民の方たちに知っていただけるのは確かですし、監査人の方たちに知っていただけるのは確かなのですが、内部的なチェックというか、そういうもので、きれいに切れるものなのかというのが私は不思議だったものですから冒頭御質問したわけです。牧之内委員の御発言のとおり、一つの目安があるべきなのかもしれませんが、あまりそういうことにこだわらず、これはQ&Aを出した後は、知らん顔をしていいのではないかな。それで、そのかわり内部の中で大体1年9カ月先を目途に、こういうことはきちんとさせていくのだというような形でいかなのかなと思いました。

【上田委員長】 日出委員のおっしゃることも、登録政治資金監査人の数が多いということですから、みんなに行き渡るには、それぐらいの期間は必要だろうとおっしゃっているんで、ただ、今、小見山先生がおっしゃったみたいに……。

【日出委員】 このまま出して、あとは、うちの方の内部の考え方として、大体2年近い時間があって、その後というのはわかるのですが、今の議論の経過が議事録に当然載って知る人は知ることになるわけなので、委員会のスタンスはそういうことなのかということにならざるを得ないし、私らも、きちんと税理士に言うのであれば、これまでの経過はあるけども、28年のときからは、この委員会の見解に沿った格好でやっていただきたいという話をしていかないと、今は大丈夫ですから、まだやってくださいという話にはならないだろうと思うのです。ある程度、そこら辺の表現、何かしていただいた方がいいのかなと思っているのですけどね。

【上田委員長】 そうすると、1年9カ月というのは、どういう文章で表現することになる……。

【井筒参事官】 すみません。小見山委員が初めおっしゃられるように、単純に法律の施行適用とはちょっと違うので、どう書くかというところはあるのですが、本文で周知にある程度、意を用いて、一番問題になりますのは、将来望ましくありませんというケースがわかった、報道されたようなときに、委員会、あるいは委員会事務局にどうですかと聞かれたときに、それは望ましくないのだけでも、でも周知にはある程度時間がかかるというふうに判断していますので、別に違法ではないですよということを言えるようにしておくということかなと思っておりまして、ただ、この時点が3月の末に出ますので、まさに監査をやっている最中に出るので、そのところで、例えば1月、2月、3月、4月、

ずっとやっている途中で、途中でルールが変わるかのようになるのはどうかなというところもありまして、例えばQ&Aなどで、いつからやめてくださいというようなことを示した方がわかりやすいのかな。例えば、登録政治資金監査人から問い合わせがあったようなときには、そうなのかな。そこのところは、委員会では、この程度というか本文の程度で、時期を明記するというのは、やはりちょっと変なのかなと。ぎりぎりQ&Aとかの内容を、日出委員が御心配のように、登録政治資金監査人から聞かれたときには、ここまでは頑張っていて我々は周知するということを言っているのです、ある意味、問題になったようなケースについて、いや、これは望ましくないと言っているのだから望ましくないのですという、いわば棒を飲んだような対応ではなくて、見解は26年3月に示してはありますが、行き渡るのに時間がかかるという事情もわかっているのです、業務制限には当たらないのですよといった答え方をしていくのではないかなと思っているのですが。

【上田委員長】 登録政治資金監査人、今、数が増えて、税理士さんは3,000人ぐらいですか。

【日出委員】 そうです。

【上田委員長】 今かなり大きな組織になっているので、皆さんの認識を共通にしてもらうためには、何らかの期間を設定した方が私はいいと思うのです。

【日出委員】 さっきの話の蒸し返しになるのですが、こういったケースというのは、なかなかないのですね。よほどマスコミの方が、政治家か、あるいは税理士に直接聞いて、あなたは確定申告してますか、受けていますかというふうなことを聞かないと、こういった事実というのは、単に書類からではわからないはずなのです。

そういったこともありますので、たまたま、それはマスコミ報道されて、こういった議論になりましたけれども、さっき言いましたとおり、では税理士法人というか、税理士も法人化できますので、その法人の代表者が法人として国会議員の確定申告をやっていて、代表者である税理士が個人として政治団体の監査をやった場合はどうなのだとか、それに敷衍した形でいろんなケースが考えられるような気がするのです。だから、私としては、今までよかったものに、ただし書きがついて望ましくないというふうになった場合に、次のこのケースの場合はどうなのだ、次のこのケースはどうなのだという質問が必ず来ると思うのです。ですから、本来は、これはそういった、これにまつわる関係の事項も議論していただかないとまずいということになれば、果たして今年度中にこれを出すべきなのかどうかということもあわせて判断していただいた方がいいのかなと思っているのです。い

わば政党助成法で言っているのがベースに、今回のケースの場合は規正を働かせるという意味なのであれば、そういったことも考えてもらいたいというのが私の方の真意です。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 日出委員がおっしゃること、至極もつともでありまして、周知を徹底させようと思えば、それなりに時間もかかるし、さらには、その関連事例の検討にも時間を要するのではないかという御意見だったというふうに思います。その点について私として異存はございません。

他方で、私がちょっとひっかかっているのは、私どもの任期は3月で終わるわけで、案2とすると、次期の委員の任期を半分以上拘束することになってしまうわけです。そこまで私たちが予見をして指示を与えるということに関して、多少の懸念がないわけでもない。任期末を控えた私どもとしては、日出委員がおっしゃるような時間がかかることはあり得るべしという認識を共有したということで、周知の徹底になお1年を要するかかどうかというのは、それは次期の委員が来年の3月の時点で、実態を見ながら御判断されるのがよろしいのではないかというふうに思います。

【上田委員長】 そうすると、取りまとめは今の原案のとおりで、期間を設定するかは次の委員会で御審議いただくということですか。

【谷口委員】 来年の3月の段階で、まだ周知が徹底していないとか、あるいは先ほど日出委員がおっしゃったとおりのような関連ケースの検討の必要がまだまだあるということであれば、もう1年を周知期間にする決定を、その段階でしていただくと。

【上田委員長】 はい、牧之内委員。

【牧之内委員】 いつから、いつからと、仮に文書や何かで通知をしたからといって、それを過ぎて、これと違う、望ましくない方が監査をしたからといって、その監査が受け付けられなかったり、無効になったりというわけではないわけですよね。だから、私はいつまでにこれを適用するかというのは、ほとんど意味をなさないのではないのかなと思うのですけども。だから、出しましたよと。ただし、今年の平成25年分については、もうちょうどその時期なので、これが出たといったら、このとおりにしてくださいと言っても、それは事実上無理な話ですよね。だから、それについて云々というのを誰も言うはずがないと思うのです。ただし、翌年の分については、やはりこの報告を踏まえて、できるだけ対応してもらおうということであるし、周知がまだ行き届いてなくて出てきたからといって、いや、それはだめだと、それは受け付けないという話でもないし、28年

を過ぎてからも、そういうのがあっても受け付けないという話でもないし、だから、ちょっとこの中に時期を区切ってどうこうではなくて、そういうふうに周知に時間がかかるのだということは、委員会として共通に認識されたというようなことが何かに残れば、どうですかね、その方がむしろ、いつまでというよりは、少しふわっとさせておいた方が、むしろやりやすいのではないかと思いますけど。

【日出委員】 それは、正直な話、なかなか難しいんですよ。

【牧之内委員】 そうですか。

【日出委員】 我々も、全国15の単位会で政治資金担当している担当者を集めて、今回はQ&Aがこういうふうに変ったとか、適用がこういうふうに変ったということをきちんと説明して、これに沿った形でやってくださいというのが、今まで20年当時からやってきた話なのです。確かに通達的な考え方でいけば、通達は我々もかなり重要視しますので、では、いつからなのだというのは必ずつきまとう話なのですから、それは言わざるを得ないのですよね。これは今年度からこうしてくださいというふうに言わないと、そういついて、これはあまり強制力ありませんからということは、まさか言えないのですね。言った場合に、正直な話、かえって混乱が起きてしまいます。

【牧之内委員】 強制力はありませんということを使う必要はないと思うのですけども。

【日出委員】 それはそうですけど。

【牧之内委員】 ただ、現実の問題として、そういう動きしかしないという。

【日出委員】 実際に出す以上は、いつからだということになると、通常は出されれば、その時点からというふうに、やはりみんな考えて対応するはずだと思うのですね。

【山崎事務局長】 いろいろ委員の御意見、本日ちょうだいいたしましたので、それを踏まえまして、また最終回にどうするかは御提示申し上げたいと思いますが、まず一つ、取りまとめの30ページで、このような書き方をさせていただくことに関しては御了解をいただけたのではないかなということでもよろしいのかなと……。

【上田委員長】 これはよろしいですね。最後は、「以上」から以下5行、最後のところで、「実務上混乱を来すことのないよう十分な周知を図る」と書いてあります。これはよろしいですね。私の公式というか個人的な見解は、やっぱり実務家の先生方の内部の事情も……。

【牧之内委員】 それはそうですね。

【上田委員長】 してあげなければいけないだろうなど。特に税理士さんというのは、

財務省の通達、政令が変わるたびに、みんな、それを忠実に守る業界ですから、だから。

【山崎事務局長】 それとQ&Aに関しましては、本日が初出ということで御説明をさせていただいておりますので、この点については、まだ次回に向けて制御していかなければいけないというものでございますので、一つ期間、十分な周知についてというお話と、それと、もう一点、別紙の方で御説明をいたしました慎重な判断を促す具体例と、おおむね、こういう考え方でよろしいのかというところを追加で御議論いただきまして、次回までに、このQ&A、最終をどういう案にするか、2期の最終の委員会として……。お手元の資料でいけば、資料Bと、それと資料B別紙1、2でございます。資料Bのセットの方でございますが、おおむね、こういうようなことを念頭に慎重な判断を促していくというようなことでよろしいのであろうかというところの御議論を進めていただければ。

【上田委員長】 これについて何か御意見ございますでしょうか。これはよろしいですね。

【小見山委員】 はい。

【上田委員長】 牧之内委員、よろしゅうございますか。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 では、この件はよろしゅうございますね。ほかにないですね。よろしゅうございますか。

参事官、どうぞ。

【井筒参事官】 別紙1の具体例に関して、日出委員から御発言のあったような関連のケースをどこまで詰めるかという話なのですが、これは内部でも議論はあったのですが、法令で黑白つける世界であれば、もちろんこのケースは○になり、このケースは×になるというのは網羅的にルールとして示しておかないといけないのだろうと。一方で、今回の、いわば自主規制というか委員会をお願いする慎重な判断なわけですから、委員会としての判断をお示しして、あとは業務制限ではないと。いわば黒ではないということ的前提に、それぞれの登録政治資金監査人なり政治団体が御説明をされていくことかなというふうに考えておきまして、その意味で別紙1、2のようなことを念頭に、我々はQ&Aをつくりましたというところまでで、登録政治資金監査人の御判断に委ねるという部分が残らざるを得ないのが、この慎重な判断ということではないかなということございまして、日出委員のような御質問、税理士で実務をやっておられる方から出た場合にも、これに照らして、これで説明ができるということであれば、慎重な判断でない場合もあるかもしれ

ないと。そこは判断の余地を残すのが、むしろいいのかなと。ちょっとその辺はなかなか、もやもやとした部分もあるのですが、ふわっとした部分があっというかなというように考えて、別紙1、2のような資料を出しておりますので、その点についても御議論いただければと思います。

【日出委員】 Bの別紙1、2というのは、これの意味するものは、どちらかという、時期とか対象の期間というものに限定されてますよね。

【井筒参事官】 はい。念頭にありますのは、これですということで、確定申告をこの時期にやって、監査Aをやられるということになると、収支報告書を見ているときと、国会議員ではありますので対象は違いますけども、その対象となる所得を見ている期間がかぶっているのではないかということです。ただ、先ほど申し上げましたように、私ども実務の実態はわかりませんが、確定申告の受託か何かにおいても、報酬はずっと前にやってあって、別にそういう経済的な関係から遠いというようなケースもあるでしょうし、さまざまあるだろうという中で、全部のケースを網羅的に〇×検討するところに労力を割くというよりは、典型的にこういうケースが国民から疑われるので気をつけてくださいという言い方ぐらいしかできないのかなという意味で、典型的な時期、期間がかぶっているものについて、この監査Aは慎重にしてくださいということをお示しするというございます。

【谷口委員】 この別紙2の方で示されているのは、昨年選挙が行われ、それが収支報告書の対象期間でもあるという場合ですが、それに対して、例えば現在選挙が行われているとすると、去年の分の政治資金監査も並行して行われているわけですが、この場合現在の選挙の出納責任者と去年の分の政治資金監査人を兼ねてよいかというのも応用事例としてあろうかと思えます。今の御説明だと、とりあえず当委員会として示すのは、この別紙2の事例について望ましくないということであって、私が申し上げたようなケースで反対解釈の余地を与えるものではないということですね。私は望ましくないケースだと思えますけれども、そこまでは判断しないというか、少なくとも、こちらの方から先回りして解釈を示すことはしないという趣旨だと思いますので、その説明を了としたいと思います。

【上田委員長】 Q&Aで、これをつけて説明しますか。

【井筒参事官】 それは、まさに聞かれたときに、このような考え方に基づいてお答えをするということを了解いただくという趣旨でございます。

【日出委員】 今の谷口先生のお話とかぶります。要するに、収支報告書の対象期間内に選挙があった場合に、その選挙の出納責任者をやった方は、その対象期間に関する監査については望ましくないというふうに……。

【井筒参事官】 という考え方を、とりあえず示したと。

【日出委員】 示せばいいわけですよ。

【井筒参事官】 はい。ということでどうかという。

【日出委員】 結局、こういう表が、もし手元にあった場合には、税理士に対して説明するときには、そういう説明の仕方をせざるを得ないだろうなと思っています。あとは、当然監査をやっている時期に選挙があった場合には、今度は改めて、この表で言えば、次の1年の収支期間ですから、それも当然だめになるだろうということになりますよね。そういう理解でいいんですよ。

【井筒参事官】 谷口委員が御発言のように、応用問題が出てきた場合に、またそれを議論しなければいけないような場面が出てくれば、お諮りをして、この具体例というのが、また詰まっていくということもあるかもしれませんし、それはある意味、先ほどおっしゃられたように、これで将来縛るのではなくて、当面はこれでどうかということでございます。

【上田委員長】 ほかに何かこの件に関して御意見等ありましたら。小見山委員。

【小見山委員】 最後に、ちょっと確認でございます。日出委員が大変御心配されていたのは、これは確定申告で、個人の所得税の確定申告でして、政治家の方たちが法人を持っているときに、法人の申告書をつくるのか、もしくは個人であろうが法人であろうが、こちらの税理士さんが税理士法人として活動しているときの構成員との関係についての御質問とか、こういうことが御心配だったと思うのです。この慎重な判断というのは、職業人の倫理の問題でして、日本の公認会計士の場合、あくまで日本だけでございますけども、監査と税務は、同じ人が同じ会社のものをしてはいけないと日本では規定されているのです。そのために、職業人としては、監査をしている会社に対して公認会計士は税務の申告書はつくれません。これは税理士法人にしようが、監査先の個人の代表者の確定申告もできません。ですから、同じような意味で、所得税の確定申告を行う税理士さんという例を持ち出しながら、政治資金監査と税務という同じような行為は、継続して報酬を得る場合においてはやめてくださいと類推適用するのだということによろしいですか。先ほど申し上げた個人の確定申告を一つ例にとりながら、いわゆる法人税の申告、それから税理士

法人の職員、もしくは構成員の行為、これをもって類推適用してくださいと、こういうことでよろしいですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【井筒参事官】 具体例でお出しした趣旨というのは、類推適用して、どんどん、どんどん広げていくというよりは、登録政治資金監査人は個人として監査をするわけですから、その個人が何か確定申告をやる。ですから、今おっしゃったので言うと、私の考えでは、法人形態をとったときにまでだめというとか、そういうつもりではないのですけれども。そうであると、まさに網羅的にここまでならいいとか、会社を持っていると言われたのも、ここまでなら〇で、ここまでなら×というルールづけをしていくということになるのですが、この制度を発足して、こういうケースはどうですかというのが報道されたりするのを事例に検討した。その中の典型的なこれはやめておいた方がいいのではないですかという段階かなと思っておりますので、そういう意味では類推適用して、先回りして×というようなことではないのかなというふうに思っておるのですが。

【小見山委員】 わかりました。

【牧之内委員】 この改正案の答えの方の当該候補者と経済的な利害関係ということで限定してますから、まあ、拡大しないというのが原則じゃないでしょうか。

【小見山委員】 いや、結構です。ありがとうございます。

【上田委員長】 ほかに何かありますか。よろしいですか。

では、次の検討事項に移りますけれども、政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ及び政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加につきましては、引き続き委員の皆様から御意見を賜り、次回の委員会にお諮りしたいと存じます。

次に、第2の議題といたしまして、「平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について」の説明を事務局でお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Cをお願いいたします。

まず、1ページ目の政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果の全体概要ということでございますが、総務大臣分につきましては、今回、事務局の方で調査をしたものですが、まず政治資金監査の対象となった事項について、全て確認できたとされた国会議員関係政治団体の割合が増加をしております。平成23年分、割合のところの下に括弧で小さく書いてありますが、96.0%だったのが、平成24年分では96.5%というふう

になっております。

具体的には下の区分のところを見ていただきますと、(1)政治資金監査の対象となった事項について全て確認できたという記載例1に当たるものが96.5%、(2)の会計帳簿に記載不備があったもの、これは記載例2に当たるわけですが、これが11団体で0.8%から1.3%に微増。(3)の会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの、これは記載例3に当たるもの、これが15団体で2.8%から1.8%に微減というような状況になっておりまして、(2)がわずかに増加をしておりますが、96%から96.5%に(1)のものが増えているように、この傾向が、おおむね政治団体側の関係書類等の保存・徴収義務の履行について改善の傾向を示しているのではないかというふうに考えております。

この具体的な内容につきましては、2ページ目、3ページ目をお開きいただきまして、記載例(2)、または(2)と(3)の複合形で提出されたもので、会計帳簿に記載不備があったものとして報告されたものの大半につきまして、その内訳が3ページの上の方、(1)で書いてございますが、項目で言いますと、②の支出を受けたものの住所、この点の記載の不備があったというものが11件で最も多いという状況になっております。

それから、また記載例の(3)、または(2)と(3)の複合形で提出されたもので、会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったものとして報告されたものでは、①の領収書等亡失等が16件で、これがほとんどになっているというような状況でございます。

3の政治資金監査の実施場所でございますが、主たる事務所以外の場所で監査を実施したものが22.3%となっております、前回は右側括弧書きの中ということで、19.8%ですので、基本的に2割程度ということになっております。

それから、続いて都道府県選挙管理委員会分につきまして、8ページからになりますが、調査結果の全体概要につきましては、ほぼ総務大臣分と同様の傾向になっておりますが、8ページからが具体的な調査結果ということになりまして、8ページの一番上の注にありますように、四角囲いになっておりますが、質問項目の中では感想にとどまっているような項目もありますが、全体の傾向把握のために今回も調査をしております。

そこで、「1. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について」のところから御紹介をしますと、クエスチオンの1ですが、「収支報告書の『支出』に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？」ということに関してですが、「なかった」が6から9に増えておりますが、「あった」とした選管からの具体的な項目につきましては、左

右比べていただきますと、支出の金額が間違っ、以下の全ての項目はいずれも増えております。

それから、9ページは、そのうち「あった」というふうにする団体の分析でございますが、「減っている」が4団体ということですが、これは昨年の7団体から見ると減少しており、「ほとんど変わらない」が33ということで、これは昨年が30でしたので微増ということで、ほとんど変わっておらないというような感じかなと思います。

不備等を指摘した事例については、ばらつきがございます。項目の中では、質問の2の収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項の中で目立ったものとしましては、真ん中あたりにありますが、「政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった」というのが、これは選管単位でとった数字でございますが、3から13に増加をしておいて目立っておるというところでございます。

それから、10ページの質問の4でございますが、政治資金監査報告書の基本的な記載内容について不備等の指摘はありましたか、これは「なかった」というのが、31から若干減って28ということで悪くなっていると。28になっておるというところでございます。

この内容でございますが、その他の主なもので見ますと、様式を簡略化するなど記載例と全く異なる監査報告書を提出したものがあるとして、その下の特に今回大きく変化したものの中では、研修未修了の登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書の提出に伴うものとして、研修修了年月日が記載されなかった例というのが報告をされております。

それから、11ページの質問5、「政治資金監査報告書の『1. 監査の概要』の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？」ということですが、「なかった」が33から26に減少して、若干悪化をしておるというところで不備の指摘が増えております。

それから、少し飛んでいただきまして、13ページの質問10でございますが、選管の立場から登録政治資金監査人の方にアドバイス、改善等を促したい事項ということでございます、真ん中あたりのチェックリストの記載に従って作成するよう指導してくれとか、一番下の内容・結果に合わせた記載例の活用を徹底してほしい。真ん中あたりですが、収支報告書の提出前に、収支報告書の計算を検算し、括弧内でございますが、政治資金監査に関する信頼性が損なわれないよう要望したいというような手厳しい意見も寄せられております。

それから、少し時間をとりますので飛ばさせていただきますと、17ページ、これは登録政治資金監査人でなく当委員会に対する意見、要望ということで言いますと、監査人に対する研修の充実、Q&Aの充実という要望は昨年と同様でございますと、(2)のところで、質の向上という枠組みをつくってございますが、2番目でございます、一定のレベルに達しない登録政治資金監査人を指導・育成してほしいといったこと。それから、その次の箱ですと、都道府県選挙管理委員会の事務の増大につながっておるといようなことが出てきております。

18ページで、これらの調査結果を簡潔にまとめておりますが、それらを受けて19ページで対応方針ということでございます。1番、フォローアップ研修の充実で、周知徹底を図ることのほか、特に具体的な誤り事例等を重点的に紹介しながら、積極的に注意を喚起する必要があるのかなと考えております。

次に、2番としまして、フォローアップ研修への積極的な参加の促進ということですが、沖縄の件でも御報告しましたが、開催実績のない地区で開催する。あるいは、これは東京でやりましたが、夜間開催などの工夫をしていくことが必要かと。

それから、3番ですが、関係士業団体との連携をさらに強化をさせていただければと思います。

それから、4番ですが、いわゆる質の向上として御議論いただいている項目を盛り込んでおります。

5番目がQ&Aの充実、6番目がチェックリストの積極的活用の促進ということで、選管からの指摘などもあるようで、引き続き働きかけていきたいということです。

それから、その後ろの方は時間の関係で御説明は省略をさせていただきますが、今回、質の向上との関係で、いわゆる従来からの形式審査の状況について質問をしているところでございます。

御説明としては以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 この調査結果を登録監査人の方々へは、どういう形で知らせるのでしょうか。各選管には、おそらく報告されると思うのですが、いろいろ今後の方策としてフォローアップ研修とかいろいろ書いてありますけども、中に選管からの厳しい意見が

ありますよね。これはフォローアップ研修とかにもお見えにならない、あるいはQ&Aを見てくださいと言っても読まれない、そういう方が問題なのだろうと思いますが、そういう方に対して、どんな周知、お願いをする方法があるのか、もしお考えがありましたら。

【井筒参事官】 現在のところは、委員から全て御説明いただいたような感じですが、フォローアップ説明会で特に多い、あるいは問題な事例などについては、多い誤り事例と特に気をつけていただきたいこととして説明をしておりますし、その資料につきましては御出席いただいてない登録政治資金監査人の方にも郵送という形でお送りはしております。

ところが、それが全体として登録政治資金監査人を捉えて働きかける場合には、その程度が限度ということでございまして、質の向上ということで、個別の、いわば聞いてくれない人にも聞いていただくような仕組みを入れる必要があるかということにつながってくるのかなと思います。

【上田委員長】 フォローアップ説明会に来ていただいている登録政治資金監査人の方には、説明会に来るだけでも、かなり意欲がある方だけ。問題なのは全然来られない方で。

【日出委員】 フォローアップ研修のことなのですが、今まで説明会だったものを研修という名前に変えて年に何回かやりますよね。年に1回ぐらいを、ある程度義務的なものにしないと、どうしてもフォローアップ研修というのは出席率はかなり低いのですよね。我々が幾ら各個別というか単位会ごとに話をしても、一人一人に電話をかけて出席してくれというまでもいかないのです、どうしても文書的な各税理士会の会報とか、そういったもので参加をいざなうような形にはしているのですが、フォローアップ研修になると、非常に出席率が少なくなってくるので、その内1回位を義務的なものにしてもらうというふうなことに少し検討していただけるような方向がないのかなと考えていたのです。

【上田委員長】 今、第2の議題については、よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、第3の議題の前に、その他の議題として、「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～」の説明をされるということで、お願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料Dをお願いいたします。質の向上につきましては、既に何度か御議論いただいて、一部取りまとめにも骨格部分を取り込んでいるところですが、さらに細かい内容について資料としております。

1 ページの中ほどにあります、今し方、日出委員からも御発言ありましたが、従前のフォローアップ説明会の内容の充実と法的な位置づけの明確化に関連しまして、第4回委員会での御指摘を受けまして、5 ページになりますが、③の2つ目のぼつとしまして、「士業団体からの働きかけを有効なものとするような制度的な仕組みが可能か」というようなことで、義務化については、なかなか難しいかと思いますが、それらも含めて問題点として追加をしております。

次に、7 ページにまいりまして、選管から御報告をいただく「確認項目（仮称）の内容等について」ということで、この内容につきましては既に御議論いただきましたように、高い専門性を持つ登録政治資金監査人の政治資金監査を前提にしますと、監査報告書の基本的な内容と収支報告書に計算誤りがないことというふうにしてはどうかということになっておりまして、ただ選管によっては、先ほどの調査で見ていただきましたように、突っ込んだ記載をしていただく選管もございますので、この確認項目以外の報告も妨げないということにして、幅広い情報提供をいただくのが適当ではないかというふうに考えております。

それから、下の「個別指導の方法について」という四角のところですが、指導の方法を文書によるのか、口頭によるのかといったこと、各士業団体との連携も不可欠なものとなってくると考えますので、各士業の実務も踏まえまして、個別指導が有効なものとなるように、どういうふうな手段をとったらいのか委員から御意見をいただければなと思っております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 今の点につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

【山崎事務局長】 この前段で日出委員から御指摘がありました点は、5 ページの「③士業団体との協力」の2ぼつでございますが、こちらに今、御発言があったような内容を、私どもとしても、ちょっと御提示を申し上げているというところでございます。

【日出委員】 1 ページの法19条の30の研修としての位置づけを明確化するとはっきり言っているのは、これは具体的にはどういうふうにかかれるのですか。

【井筒参事官】 これまでは説明会と研修と言葉の上で完全に分かれて、説明会というのは、いわば、もちろん義務ではないですけども、やはり研修という名称であれば、これまで一度は必ず受けていただいているものでございますし、実務においても各士業団体

研修に努められているというような実態もあるだろうと思ひまして、説明会という強く参加しなくていいのかなというような感じになる名称よりは、研修の一環と位置づけて声がけをいただければなということをございまして、前回そういう御説明をしましたところ、なかなかそれだけではどうなのかという御指摘が委員からございましたので、何らかの不足飛びに義務ということにもまいらないかとは思ひますが、制度的な仕組みができないかなということでも5ページに書かせていただいているというところをございます。

【日出委員】 ぜひ、これはつくっていただいた方がいいと思ひうんですね。

【上田委員長】 ほかの委員の方はいかがですか。

【小見山委員】 ちょっと今、私クリアじゃないので。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 これ義務化するということを検討してくださいということですか。ごめんなさい、ちょっとよくそのところが良くわからないのですが。

【井筒参事官】 義務化は一つの方法だとは思ひますが、これは現行の法律で登録時の研修を義務づけて、それ以外は義務づけられてないわけで、法改正しなければ、なかなか難しいだろうと。しかしながら、義務化以外にも制度的に有効な何かインセンティブになるようなものが制度として仕組めないかなというようなことを含めて、これももちろん法令の改正が要るもの、要らないものがあるだろうと思ひのですが、そういうものがないと単に説明会を研修にしたというだけでは、うまくないのではないかという問題意識を出している。

【小見山委員】 この検討も大切だと思ひます。選管の方たちが、とにかく最新の情報を御存じない方たちが監査されているかもしれないといっているんで例えば報告を出すときにチェックリストを貼付することを一つの提案することということは、これは可能なのでしょうか。

【井筒参事官】 今、報告書の様式は規則で決まっておりますので、そちらのところの具体的な書き方については、当然マニュアルといった形で決めてますけれども、今は監査報告書を添付しろというふうになっていきますから、これにチェックリストという紙が入るといのは、なかなか難しいかなと思ひます。少なくとも省令か何かを変えないと苦しいのではないかなと思ひうのですけども。

【小見山委員】 ああ、そうですか。

【山崎事務局長】 県選管の実務として、業務量を多くするというのもなかなか難し

いということで、今回、個別指導の際にも、そこを十分に配慮しなければいけないのではないかと、今、案を御提示しているところでございまして、そういう意味ですと、あまりチェックをするものがどんどん増えていくという方向はなかなか難しいのだろうと。あと、もう一つは、まさにそれも制度的な対応が必要になりますので、別途の検討が必要になるということかなと思います。

【上田委員長】 日出委員。

【日出委員】 今、小見山先生の話は非常にいい話で、監査をする方がチェックリストに沿って、最終的に収支報告書の中身というか検算なども含まれているはずなので、チェックリストでチェックしたものを監査報告書の添付書類として1枚つけることによって、実務的には、かなり変わってくるのではないですかね。そこで、おそらく、そこも全部チェックしていて、中身を間違っていたといたら、よっぽどの質の悪い方ということなので、これは完全な個別指導でやっていくしかないだろうと思います。それは甘んじて受けざるを得ないぐらいだろうと思うので、そこは非常にいい案かなと思うのですがね。

【上田委員長】 ちょっと事務局長にお伺いしたいのですが、チェックリストを監査報告書に附属書類として貼付させるのは、やっぱり立法手当て、法律の手当てが要するのですか。

【山崎事務局長】 任意ということになると、これは受ける選管の方の、またお仕事が増えるということにもなりますので、それが一つありますのと、あと制度的な手当も必要になると思います。出してくださいというふうにお願いをするというベースの話になると難しいかなと。

【井筒参事官】 あと、収支報告書と添付書類は公開されることになっていますので、チェックリストまで公開するというのは、ちょっと趣旨が違うかなという感じがしますのです。

【上田委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 インターネットの確定申告書等作成サービスがよくできていると思うのは、必要事項を記入していくと、最後に、これこれの書類をそろえて税務署に出せというリストが出てくるわけです。この応用で行けば、例えば今の政治資金監査報告書の書式は文字通りの書式であって、それを写さなくてはいけません、それをオンラインで入力できるようにして、最後にチェックリストが出てきて、必ずそれを見ながら、確認事項をちよんちよんとクリックしてもらって、要するに報告書を作成する時にチェックを促せ

のような仕組みにしてはどうか。今申し上げたのは一つの例示に過ぎませんが、そういうような形で、ちゃんとチェックをしていただけるような仕組みというものは、義務づけという一番ハードな手段をとるより前に、いろんな方策があると思いますので、これは、また次回以降というか次期以降、検討に足る課題だと思います。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

では、時間も迫ってまいりましたので、次に行つてよろしゅうございますか。

次は、第3の議題といたしまして、「平成25年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Eをお願いいたします。アンケートに関してですが、まず中ほどですが、政治資金監査の実務経験があったかどうかということについて、アンケート回答者に占める割合は、欄外に、下に小さく書いてございますが、6割程度、562人で58.0%ということで、6割程度の方が経験されておつて、4割強が未経験というような傾向になっております。

また、一番右側でございますが、今回初めて参加していただいた方が195名で、20.1%、24年も参加させていただいた、いわばリピーターが64.2%などというふうになっております。

2ページにまいりまして、フォローアップ説明会の内容でございますが、「とても参考になった」が737、「多少参考になったが、より充実を図るべき」が145というような状況でございます。

その右側の資料につきましては、「わかりやすかった」が630で、「まあまあ」が266と。時間については「ちょうど良かった」が789ということで、基本的には御評価いただいているのではないかとこのように考えております。

また、3番の今後のフォローアップ説明会について、「今後も継続していくべき」が883、「引き続き参加していきたい」が866ということで、大多数を占めておるのではないかなど。

3ページの5番以降につきましては、受講したい内容などについてのものになりますが、イの「政治資金監査に関する研修テキスト中、政治資金監査マニュアル以外の記述部分」についてが450で最も多くなつておつて、この結果なども踏まえまして、次回、第6回委員会では、場所などとあわせてフォローアップ研修の実施予定というようなことで御説明できればと考えております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題について、よろしゅうございますか。

では、次に第4の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料4をごらんください。

1は登録政治資金監査人の登録状況で、登録者数は一番下にありまして、4,436ということで、前回委員会で御報告したものより17名増えております。

また、研修の状況が、裏面にまいりまして、25年度合計で194人ということになっております。フォローアップ説明会は、12月分、76人ということで今年度の説明会を終了し、25年度合計で1,197名ということになっております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 何か御意見、御質問ございますでしょうか。

では、ないようですので、本日の議題は以上でございます。

今後の委員会の進行等について、事務局からありましたら、お願いします。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料につきましても、その場で配布をさせていただく予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日2月6日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、3月28日金曜日の午前10時半より開催をさせていただきたいと存じております。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございます。